

# 評議員会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (評議員会への出席)

第2条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとする。

2 議長は、理事及び監事を補助させるため、評議員会に当法人の職員を出席させることができる。

3 議長は、評議員会に出席を希望する会員の出席を認め、その者の発言を許可することができる。

## 第2章 評議員会の議事

### (議長)

第3条 評議員会の議長は、開催の都度、出席した評議員の中から選出する。

### (評議員提案権)

第4条 評議員が一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、当該評議員は、代表理事に対して、評議員会の日々の2週間前までにその旨通知するものとする。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

### (定足数)

第5条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (議事録作成者の指名)

第6条 議長は、議事に入る前に、当該評議員会の議事録を作成する者を指名するものとする。

### (議事の運営)

第7条 議事の運営は、議長が司る。

### (議案の説明)

第8条 議案の説明は、当該議案の提案者が行うものとする。なお、提案者は、議長の許可を得て議案の説明を補助者に行わせることができる。

2 理事及び監事は、評議員が提案した議案に対して意見を述べるることができる。

(採決の方法)

第9条 採決の方法は、議長が適宜選択するものとする。

(決議)

第10条 決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。この場合、その評議員の数は、前項の評議員の数に算入しない。

(延期又は続行)

第11条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長が決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。

(議事録)

第12条 議事録作成者が作成した議事録には、議長が署名押印するものとする。

(議事録の回覧)

第13条 議長が署名押印した議事録の写しは、評議員全員に回覧するものとする。

### 第3章 事務局

(事務局)

第14条 評議員会の事務局には、事務所長がこれに当たる。

### 第4章 雑則

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、一般財団法人大泉名水会の設立登記のあった日（令和4年10月1日）から施行する。

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 評議員会に出席した評議員、理事及び監事等の氏名

- 3 議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について、調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

以上